

別表（第6条関係）

各月初日の当該利用者が属する世帯の階層区分		日額（円）
階層	定義	
A	生活保護世帯等	0
B	A階層を除き、市町村民税（特別区民税を含む。4月から8月までの月分の利用に係る使用料については、前年度分。以下同じ。）の非課税世帯	0
C	A階層を除き、市町村民税の課税世帯	1,500

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 生活保護世帯等 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下この号において「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項並びに平成25年改正法附則第2条第3項に規定する支援給付を含む。）を受けている者の属する世帯又は児童福祉法第6条の4に規定する里親の世帯をいう。
 - (2) 非課税世帯 利用者及び当該利用者と同一の世帯に属する者が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者（同法第323条の規定により市町村民税を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定より市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により市町村民税が課されないこととなる者を含む。）である世帯をいう。
- 2 第2条第2号の事業のうち、市長が別に定めるところにより実施する短時間保育事業における使用料の額については、1時間につき、A階層及びB階層にあつては0円、C階層にあつては500円とする。